

按分計算の要否判定表(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	法人名	
------	----------	--------	--------	------------	-----	--

営業収益の内訳

(単位:円)

営業 収益	収入 金額 課税	電気事業営業収入		①	
		法人税別表四による加算・減算		②	
		小計(①+②)		③	
	所得金 等課税	電気事業 雑収益	器具販売益	④	
			受託工事益	⑤	
		附帯事業営業収益		⑥	
		その他の事業営業収益		⑦	
		法人税別表四による加算・減算		⑧	
		小計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)		⑨	

1 按分計算の要否判定

従たる事業の売上金額 (③又は⑨のいずれか小さい方)	=		=	
主たる事業の売上金額 (③又は⑨のいずれか大きい方)	=		=	

※0.1を超えた場合は、按分計算が必要になります。

2 按分率の算定

按分率	=	$\frac{\text{⑨}}{\text{③+⑨}}$	=		=	
-----	---	-------------------------------	---	--	---	--

※「按分率」は、小数点以下第8位まで算出し、第9位以下は切り捨て

記載上の注意

- ①及び④から⑦は、電気事業会計規則(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)別表1の収益の科目及び項によるものです。
- 「法人税別表四による加算・減算」は、売上金額の税務加算減算があった場合に記載して下さい。
- 「1 按分計算の要否判定」の結果が0.1を超えた場合は、収入金額課税分と所得等課税分を按分して申告して下さい。また0.1以下となった場合は、主たる事業の課税方式によって申告しても差し支えありません。
- 本様式は電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う法人が所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算に用いる様式です。所得等課税事業、収入金額課税事業(送配電事業・特定のガス供給業等)、収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)を併せて行う法人には対応していませんのでご注意ください。

区分計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)

事業期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	法人名	
------	--------------------------	-----	--

按分率① (別記様式第6号の2から転記)	0
-------------------------	---

科目	総額	所得等課税事業		収入金額等課税事業(電気供給業)		共通③
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
営業収益	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業費用	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業利益	0	0	0	0	0	0
営業外収益	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
営業外費用	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
特別利益	0		0		0	
特別損失	0		0		0	
税引前当期純利益	0	0	0	0	0	0
法人税及び法人住民税	0		0		0	
当期純利益	0	0	0	0	0	0
税務加算	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
税務減算	0	0	0	0	0	0
	0		0		0	
	0		0		0	
	0		0		0	
事業税加算	0		0		0	
事業税減算	0		0		0	
仮計	0	0	0	0	0	0
合計	0	所得金額 (所得等課税事業)		所得金額 (収入金額等課税事業)		

区分計算書(電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合)の記載方法

- 1 収入金額等課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に区分して記載してください。なお、区分することが困難である場合は共通とし、売上金額等最も妥当と認められる基準によって収入金額等課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に按分した額をもって課税標準となる所得金額を算定してください。
- 2 「②共通按分(③×①)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 3 「③共通」には、収入金額等課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に区分されていないものに係る金額を記載してください。
- 4 「販売費及び一般管理費」、「営業外収益」、「営業外費用」、「税務加算」及び「税務減算」について記載項目が不足する場合、明細を添付のうえ、明細の合計金額を記載してください。
- 5 本様式は電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等を行う法人が所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算に用いる様式です。所得等課税事業、収入金額等課税事業(送配電事業・特定のガス供給業等)、収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)を併せて行う法人には対応していませんのでご注意ください。

営業外収益及び費用に関する明細書

按分率① (別記様式第6号の2から転記)	
-------------------------	--

1 営業外収益

区分	総額	所得等課税事業		収入金額等課税事業		共通③
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
内						
訳						
合計						

2 営業外費用

区分	総額	所得等課税事業		収入金額等課税事業		共通③
		区分されている	②共通按分 (③×①)	区分されている	共通按分 (③-②)	
内						
訳						
合計						

記載上の注意

- この明細書は、「営業外収益」及び「営業外費用」が別記様式第6号の3に記載しきれない場合の参考様式です。
- 「②共通按分(③×①)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 「③共通」には、収入金額等課税事業(電気供給業)と所得等課税事業に区分されていないものに係る金額を記載してください。